

新旧对照表

## 新旧対照表

現	行
(整備状況に関する情報の公表)	
第12条の2 条例第24条の2に規定する規則で定める用途及び規模は、別表第4の2のとおりとする。	
2 条例第24条の2に規定する規則で定める情報は、次に掲げる事項（特定施設整備基準に該当するものに限る。）とする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 主要な出入口の戸の形式</li> <li>(2) エレベーターの有無及びエレベーターがある場合には車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が安全かつ快適に利用することができるエレベーターの有無</li> <li>(3) 車椅子使用者及び人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「オストメイト」という。）が安全かつ快適に利用することができる便所の有無</li> <li>(4) 乳幼児を同伴する者に対応した設備の整備状況</li> <li>(5) ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる客室（以下「車椅子利用者利用客室」という。）の有無並びに点灯及び音声により非常時の情報を知らせるための装置を備えた客室の有無</li> <li>(6) 敷地内の通路上の段差の状況並びにスロープ及び視覚障害者を誘導するための設備の有無</li> <li>(7) 駐車場の有無及び駐車場がある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる駐車施設（以下「車椅子利用者利用駐車施設」という。）の有無</li> <li>(8) 案内所、案内板及び視覚障害者が利用することができる案内設備の整備状況並びに当該案内設備まで視覚障害者を誘導するための設備の有無</li> <li>(9) 固定式の観覧席又は客席を設ける施設にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる観覧スペース及び集団補聴設備の有無</li> <li>(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</li> </ul>	
3 前項各号に掲げる事項の表示は、次に掲げるところにより行わなければならない。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本産業規格Z8210に定められている図記号（以下「JIS適合図」という。）を用いる等、高齢者等に分かりやすく表示すること。</li> <li>(2) 前項第2号、第3号及び第5号から第9号までに掲げる事項のうち、設備等の有無を表示することとされている事項にあっては、当該設備等が整備されていない場合においても、その旨を表示すること。</li> </ul>	
4 条例第24条の2に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) インターネットの利用</li> <li>(2) パンフレットその他これに類するものへの掲載</li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法</li> </ul>	
5 条例第24条の2の規定による情報の公表は、原則として前項第1号に掲げる方法により行わなければならない。	

## 改 正 案

(整備状況に関する情報の公表)

第12条の2 条例第24条の2に規定する規則で定める用途及び規模は、別表第4の2のとおりとする。

2 条例第24条の2に規定する規則で定める情報は、次に掲げる事項（特定施設整備基準に該当するものに限る。）とする。

- (1) 主要な出入口の戸の形式
- (2) エレベーターの有無及びエレベーターがある場合には車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が安全かつ快適に利用することができるエレベーターの有無
- (3) 車椅子使用者及び人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「オストメイト」という。）が安全かつ快適に利用することができる便所の有無
- (4) 乳幼児を同伴する者に対応した設備の整備状況
- (5) ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる客室（以下「車椅子利用者利用客室」という。）の有無、点灯及び音声により非常時の情報を知らせるための装置を備えた客室の有無並びに車椅子利用者利用客室以外の高齢者等の利用に配慮した客室の数
- (6) 敷地内の通路上の段差の状況並びにスロープ及び視覚障害者を誘導するための設備の有無
- (7) 駐車場の有無及び駐車場がある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる駐車施設（以下「車椅子利用者利用駐車施設」という。）の有無
- (8) 案内所、案内板及び視覚障害者が利用することができる案内設備の整備状況並びに当該案内設備まで視覚障害者を誘導するための設備の有無
- (9) 固定式の観覧席又は客席を設ける施設にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる観覧スペース及び集団補聴設備の有無
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 前項各号に掲げる事項の表示は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 日本産業規格Z8210に定められている図記号（以下「JIS適合図」という。）を用いる等、高齢者等に分かりやすく表示すること。
- (2) 前項第2号、第3号及び第5号から第9号までに掲げる事項のうち、設備等の有無を表示することとされている事項にあっては、当該設備等が整備されていない場合においても、その旨を表示すること。

4 条例第24条の2に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) パンフレットその他これに類するものへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

5 条例第24条の2の規定による情報の公表は、原則として前項第1号に掲げる方法により行わなければならない。

## 新旧対照表

## 現 行

## 別表第3（第6条関係）

## 第1 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1～7（略）	（略）	（略）
8 ホテル等の客室	<p>(1) ホテル等にあつては、次に掲げる車椅子利用者利用客室を1以上設けること。</p> <p><u>ア</u> 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子利用者利用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。<u>イ</u>において同じ。）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 出入口は、7の(1)の<u>ア</u>の(ア)及び(イ)に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 7の(2)の<u>ア</u>の(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。</p> <p>(ウ) 便房は、7の(3)の<u>イ</u>から<u>オ</u>までに掲げるものであって、便房の出入口は2の(2)の<u>ア</u>及び<u>エ</u>に掲げるものであること。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(オ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p><u>イ</u> <u>浴室又はシャワー室（以下イにおいて「浴室等」という。）</u>は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 出入口は、2の(2)の<u>ア</u>から<u>エ</u>までに掲げるものであること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。</p> <p>(ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(エ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>(オ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。</p>	客室の総数50室以上の規模

## 改 正 案

## 別表第3（第6条関係）

## 第1 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1～7（略）	（略）	（略）
8 ホテル等の客室	<p>(1) ホテル等にあつては、次に掲げる車椅子利用者利用客室を1以上設けること。</p> <p><u>ア 客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等（浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。）までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。</u></p> <p><u>イ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。</u></p> <p><u>ウ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。</u></p> <p><u>エ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子利用者利用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。<u>オ</u>において同じ。）設けられている場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア) 出入口は、7の(1)のアの(ア)及び(イ)に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 7の(2)のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。</p> <p>(ウ) 便房は、7の(3)のイからオまでに掲げるものであつて、便房の出入口は2の(2)のア及びエに掲げるものであること。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(オ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p><u>オ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上設けられている場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア) 出入口は、2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。</p> <p>(ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(エ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>(オ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。</p>	客室の総数50室以上の規模

新旧対照表

現 行	
	<p>(カ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。</p>
	<p>(2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。</p>

## 改 正 案

<p>(カ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さである と。</p>	
<p>(2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。</p>	
<p>(3) <u>ホテル等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。（3）及び（4）において同じ。）にあつては、車椅子利用者利用客室以外の客室（（3）及び（4）において「一般客室」という。）までの経路は、次に掲げるものとする</u> こと。 ア <u>次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、5の（2）に規定する傾斜路、6の（1）に規定するエレベーター又は特殊構造昇降機を併設する場合は、この限りでない。</u> <u>（ア）道等から一般客室までの経路</u> <u>（イ）ホテル等又はその敷地に車椅子利用者利用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者利用駐車施設から一般客室までの経路</u> イ <u>アの（ア）に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの（ア）中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。</u></p>	<p>床面積の 合計1,000 平方メー トル以上 の規模</p>
<p>(4) <u>ホテル等にあつては、一般客室（一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）は、次に掲げるもの（当該一般客室内の知事が別に定める和式の構造及び設備を有する部分にあつては、ア、カの（ウ）並びにキの（ウ）及び（エ）に掲げるもの）とすること。</u> ア <u>客室の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</u> イ <u>客室内（次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める部分を除く。）に階段又は段を設けないこと。ただし、ホテル等の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合又は建築物の用途の変更をしてホテル等にする場合は、この限りでない。</u> <u>（ア）一の客室内に複数の階がある場合 当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</u> <u>（イ）勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</u> <u>（ウ）浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</u> ウ <u>客室の出入口からカに規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ1以上の経路の幅は、80センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）以上の場合において、これらの経路が内角90</u></p>	

## 新旧対照表

現 行		
9・10 (略)	(略)	(略)
11 浴室等	<p>(1) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用する浴室(寝室又は客室の内部に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下11において同じ。)を8の(1)の<u>イ</u>の(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げるものとする。</p> <p>ア 病院等</p> <p>イ 老人ホーム等(主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。)</p>	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、ホテル等にあつては、床面積の合



## 改 正 案

	<p><u>度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル) 以上であること。ただし、床面積が15平方メートル (2以上のベッドを置く客室にあつては、19平方メートル) 未満の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>エ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から1以上のベッドの長辺の側まで (床面積が18平方メートル (2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル) 未満の場合にあつては、1以上のベッドまで) の1以上の経路の幅は、80センチメートル以上であること。ただし、床面積が15平方メートル (2以上のベッドを置く客室にあつては、19平方メートル) 未満の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>オ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル (2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル) 未満の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>カ 客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を1以上設けること。</u></p> <p><u>(ア) 出入口の幅は、75センチメートル (床面積が18平方メートル (2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル) 未満の場合にあつては、70センチメートル) 以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル (2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル) 未満の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</u></p> <p><u>キ 客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を1以上設けること。</u></p> <p><u>(ア) 出入口の幅は、75センチメートル (床面積が18平方メートル (2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル) 未満の場合にあつては、70センチメートル) 以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル (2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル) 未満の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</u></p> <p><u>(エ) 適切な位置に手すりを設けるものであること。</u></p>	
9・10 (略)	(略)	(略)
11 浴室等	<p>(1) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用する浴室 (寝室又は客室の内部に設けるものを除く。) を設ける場合には、そのうち1以上 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下11において同じ。) を8の(1)の<u>オ</u>の(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げるものとする。</p> <p>ア 病院等</p> <p>イ 老人ホーム等 (主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。)</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、ホテル等にあつては、床面積の合</p>

新旧対照表

現 行		
	ウ ホテル等 エ 公衆浴場	計 5,000 平方メートル以上の規模とする。
	(2)・(3) (略)	(略)
12～15 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

第 2～第 4 (略)

## 改 正 案

	ウ ホテル等 エ 公衆浴場	計 5,000 平方メートル以上の規模とする。
	(2)・(3) (略)	(略)
12～15 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

第 2～第 4 (略)

## 新旧対照表

## 現 行

## 別表第4の2（第12条の2関係）

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場 (2) 物販店舗 (3) 遊技場 (4) 公衆浴場 (5) 飲食店 (6) 理髪店等 (7) クリーニング取次店等	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。）
2	(1) 病院等 (2) 劇場等 (3) 運動施設（一般公共の用に供されるものに限る。） (4) 博物館等 (5) 銀行等 (6) 地下街等	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。）
3	ホテル等	客室の合計50室以上の規模
4	(1) 官公署 (2) 公共の交通機関の施設	全ての規模

備考 1の項又は2の項に掲げる施設（2の項に掲げる施設にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。）のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあつては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。

## 改 正 案

別表第4の2（第12条の2関係）

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場 (2) 物販店舗 (3) 遊技場 (4) 公衆浴場 (5) 飲食店 (6) 理髪店等 (7) クリーニング取次店等	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。）
2	(1) 病院等 (2) 劇場等 (3) 運動施設（一般公共の用に供されるものに限る。） (4) 博物館等 (5) 銀行等 (6) 地下街等	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。）
3	ホテル等	客室の合計50室以上又は <u>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模</u>
4	(1) 官公署 (2) 公共の交通機関の施設	全ての規模

備考 1の項又は2の項に掲げる施設（2の項に掲げる施設にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。）のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあつては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。

## 新旧対照表

現 行	
別表第4の4 (第12条の4関係)	
建築物特定施設	事項
1～6 (略)	(略)
7 ホテル等の客室	<p>(1) 政令第15条第2項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>ア</u> 政令第15条第2項第1号の規定により設けるものとする便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 政令第15条第2項第1号イの規定により設けるものとする車椅子使用者用便所は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>(イ) 出入口の床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">a 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。</p> <p>(ウ) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>(エ) 便所内に、6の(2)のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。</p> <p>(オ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(カ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p><u>イ</u> 政令第15条第2項第2号の規定によるものとする浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>(イ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(ウ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>(エ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。</p> <p>(2) 客室の総数が50室以上のホテル等にあつては、客の来訪又は非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。</p>

## 改 正 案

## 別表第4の4（第12条の4関係）

建築物特定施設	事項
1～6（略）	（略）
7 ホテル等の 客室	<p>(1) 政令第15条第2項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>ア 客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。</u></p> <p><u>イ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。</u></p> <p><u>ウ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。</u></p> <p><u>エ 政令第15条第2項第1号の規定により設けるものとする便所は、次に掲げるものであること。</u></p> <p>(ア) 政令第15条第2項第1号イの規定により設けるものとする車椅子使用者用便所は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>(イ) 出入口の床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。</p> <p>(ウ) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>(エ) 便所内に、6の(2)のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。</p> <p>(オ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(カ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p><u>オ 政令第15条第2項第2号の規定によるものとする浴室等は、次に掲げるものであること。</u></p> <p>(ア) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>(イ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(ウ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>(エ) 洗いの床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。</p> <p>(2) 客室の総数が50室以上のホテル等にあつては、<u>客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。</u></p> <p>(3) <u>床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業又は旅館業</u></p>

新旧対照表

現 行	



## 改 正 案

法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。(3)及び(4)において同じ。)にあっては、車椅子使用者用客室以外の客室(3)及び(4)において「一般客室」という。)までの経路は、次に掲げるものとする。

ア 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、政令第18条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーター又は同項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

(ア) 道等から一般客室までの経路

(イ) ホテル等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路

イ アの(ア)に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの(ア)中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。

(4) 床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等にあっては、一般客室(一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)は、次に掲げるもの(当該一般客室内の知事が別に定める和式の構造及び設備を有する部分にあっては、ア、カの(ウ)並びにキの(ウ)及び(エ)に掲げるもの)とすること。

ア 客室の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。

イ 客室内(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。)に階段又は段を設けないこと。ただし、建築物の用途の変更をしてホテル等にすることは、この限りでない。

(ア) 一の客室内に複数の階がある場合 当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

(イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

ウ 客室の出入口からカに規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ1以上の経路の幅は、80センチメートル(床面積が18平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル)以上の場合において、これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所においては、100センチメートル)以上であること。ただし、床面積が15平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあっては、19平方メートル)未満の場合は、この限りでない。

エ 客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から1以上のベッドの長辺の側まで(床面積が18平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル)未満の場合にあっては、1以上のベッドまで)の1以上の経路の幅は、80センチメートル以上であること。ただし、床面積が15平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあっては、19平方メートル)未満の場合は、この限りでない。

オ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル(2以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル)未満の場合は、この限りでない。

新旧対照表

現 行	
8～11 (略)	(略)

## 改 正 案

- カ 客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を1以上設けること。
- (ア) 出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合にあつては、70センチメートル）以上であること。
- (イ) 車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。
- (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。
- キ 客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を1以上設けること。
- (ア) 出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合にあつては、70センチメートル）以上であること。
- (イ) 車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（2以上のベッドを置く客室にあつては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。
- (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。
- (エ) 適切な位置に手すりを設けるものであること。

8～11（略）

（略）